



千葉大学ユニオンニュース第17号

2006年7月4日 編集・発行：千葉大学ユニオンニュース委員会

ホームページ：<http://www.age.cc/~cuu/> メールアドレス：cu_union@ybb.ne.jp

電話・ファックス：043-290-2234 ファックス専用：020-4666-6229

ユニオン事務局：総合校舎G号館401室

《ユニオン7月の活動日程》

均等処遇は社会の常識

すべての非常勤職員に夏休み付与を

右下の囲み記事をご覧ください。ここにははっきりと「パート職員にも正職員と同じ賃金を」とあります。厚労省も均等処遇の法制化を検討しているのです。同じ職務を担いながら、時間単価が半分あまりという大学の現状は、早晚、違法ということになるでしょう。千葉大学経営側はこの間、均等処遇を求めるユニオンの主張に対して、「社会通念上できない」と繰り返してきましたが、もはやその論理はなりたちません。ユニオンでは、均等処遇の第一歩として、「**すべての非常勤職員に1勤務日以上の夏休みを**」など3つの要求を掲げて団体交渉を行います（**13日午前9時から**）。また、団体交渉に向けて全学で署名を行います。皆様の熱いご支援をお願いします。

新設される助教について考える

昨年の通常国会で採択された学校教育法の一部改正に伴って、1) 助教授を準教授という呼称に変更する、2) 助教を新設する、などという措置がなされますが、このうち特に2) については様々な問題が惹起される可能性があります。実施は来年4月、カリキュラム編成などにも関わりますので、理事会は10月までに方針を決定すると思われます。そこで、ユニオンとしては、7月11日検討会を開催して、以下の諸問題について検討したいと思います。

1. 全助手が助教に移行するののか
2. 助手よりも改善された給与表が適用されるののか
3. 教育任務が一方的に決定されることはないののか
4. 教務職員問題は解決されるののか

【解説：裏面】

**助教・助手問題検討会：7月11日午後6時
総合校舎A号館大会議室**

ユニオン第3回定例総会

多くの教職員の皆さんの加入を！

千葉大学ユニオンは、規約にもとづく第3回の定例総会を開催します。今回の総会では、この1年間の活動を総括し、以下のような新たな前進を目指して活発な議論を行います。多くの教職員の皆さんが加入され、ともに定例総会を迎えられることを期待しています。

1. 少しでも教職員の待遇が改善されるよう団体交渉等で全力を尽くす。
2. 潤いの阿ある職場環境めざし、教職員間の豊かな交流を拡大していく。
3. 大学の危機を打開するために、学内外の多くの人々と力をあわせる。

**総会：7月26日（水）午後6時より
けやき会館大ホール**

**懇親会：総会終了後
3階レセプションホール**

秋のスポーツとして「教職員駅伝大会」を計画しています。

5月30日の歓迎交流集会で話題となった教職員駅伝大会の準備が始まりました。10月上旬の土曜日か、11月5日の創立記念日、西千葉構内で部局や団体対抗の駅伝大会を行うという初の試みです。歓迎交流会の席上では、「学長杯争奪」の提案もなされました。それを受けて早速実行委員会を立ち上げ、コースは西千葉キャンパス構内周回コース、参加形態は1チーム5人の自由なグループ、の方向で検討中です。詳細は決まり次第お知らせいたします。多くの教職員グループの参加を期待しています。

（教職員駅伝大会実行委員会 TT記）

パート賃金社員並みに

同じく厚労省が法制化検討

厚生労働省は30日、パート社員と正社員との賃金格差などを是正するためパート労働法を改正して処遇改善に取り組むことを決めた。正社員と同じような仕事をしているパート社員には同じだけの賃金を払うことなどを法律に明記し、企業へ指導を強める方針だ。同省の労働政策審議会雇用均等分科会で議論し、来年の通常国会への改正案提出を目指す。

朝日新聞 7月1日付から抜粋

【解説】「改正」学校教育法とその適用上の問題

昨年成立した「改正」学校教育法については、国立大学法人法反対首都圏ネットワークが詳細な分析と批判を一連の文書を発表している（資料も含めて、http://www.shutoken-net.jp/topics/2005gakkyoho_revised.html 参照）。これらも参考にしながら、問題の在処を概説する。

58条改正で、教授、新たに創設される准教授と助教の職務内容が「学生を教授し、その研究を指導し、また研究に従事する」と同質化されたが、これを単純に改善としてみるわけにはいかない。

1. 助教についていえば、給与表上の改善もなく、大学院手当の若干の増額で、組織が決定した方針に基づいて、「主たる授業科目」以外の教育任務も負わされる可能性がある。助手制度が持っていた若手養成機能は危機に陥るかも知れない。

2. 新たに定義される助手の業務は、「その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な」ものとされ、従来有していた教員として機能が失われている。そもそも国大協でこの問題の議論の出発点となったのは、教務職員・助手制度の廃止と新たな若手養成制度と支援組織の構築であった。それがなされず、身分的隷属関係ともいえる助手・教務職員制度が維持されているところに大きな問題がある。

第2回「非常勤職員の会」開催

日時：7月6日（木）昼休み（12時15分～13時）

会場：総合校舎A号館2階大会議室

◎団交の要求事項実現のためにご意見をお聞かせ下さい。

◎お誘いあわせてご都合のよい時間にお気軽にご参加下さい。

《2006年度ユニオン役員選挙の日程について》

2006年度のユニオン役員選挙の日程と手続きの周知のため、選挙管理委員長からの「公示」を再録します。

1. 千葉大学ユニオン規約第18条に基づき、2006年度役員選挙を行います。

(1) 選出されるべき役員

委員長1名、副委員長若干名、事務局長1名、事務局次長若干名、執行委員若干名、会計監査委員2名

(2) 選挙権・被選挙権、ならびに選挙の成立要件

・7月10日現在のすべての組合員は選挙権、被選挙権の双方を有する。

・7月10日現在の組合員数をもって有権者数とし、その過半数の有効投票等がある場合に選挙は成立する。

(3) 立候補受付 7月3日～10日午後5時

1) 上記役員に立候補しようとする組合員は、1名以上の推薦者をつけて、選挙管理委員長までにお申し出ください。

2) 上記役員候補として推薦したい組合員がいる場合は、推薦者は候補者本人の同意を得た上で、候補者名を選挙管理委員長に送付してください。

1)、2)とも申し出/送付先は、安全を期すために、選挙管理委員長 (y_ita@faculty.chiba-u.jp) ならびにユニオン事務室 (cu_union@ybb.ne.jp)

の2箇所とします。両方にお送りください。書式は自由ですが、候補者(被推薦者)の方の役職名・氏名・所属支部・連絡先(メール、内線)、推薦者の氏名・所属支部・連絡先(メール、内線)などは必ずご記入下さい。

(4) 投票期間 7月11日～21日午後5時

(5) 投票方法 各支部の選挙管理委員が指示します。

(6) 当選の判断方法 (規約第21条)

・定員が定まっている役職については、定員までの上位得票者でかつ有権者の過半数の支持を得ている者を当選者とします。

・定員が定まっていない役職については、有権者の過半数の支持を得ている者を当選者とします。

(7) 結果の公示方法

7月26日の第3回総会時に選挙管理委員長が選挙結果を報告します。

2. ユニオン規約第12条ならびに代表委員会規定にもとづき、各支部で代表委員の改選を行ってください。

(1) 代表委員数

7月10日現在の組合員数20名につき1名で、端数切り上げとします。

(2) 選出方法

各支部選挙管理委員が指示します。

(3) 代表委員の登録

第3回総会時に選挙管理委員長に改選結果をお知らせすることをもって登録されます。

2006年6月30日

千葉大学ユニオン選挙管理委員長

千葉大学ユニオン

メールアドレス: cu_union@ybb.ne.jp ホームページ: <http://www.age.cc/~cuu/>

TEL&FAX: 043-290-2234 FAX専用: 020-4666-6229

ユニオン事務室: 総合校舎G号館401号

郵便物のあて先は〒263-8522 千葉大学総合校舎G号館401号です。